

【あおぞら団地購入特典5】

ソーラーパネル設置補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 町長は、あおぞら団地（以下「団地」という。）への入居促進と、再生可能エネルギーの活用による環境対策を図るため、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、ソーラーパネル設置補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「世帯」とは、分譲地1区画内に定住する者全員のことをいう。

2 この要綱において「新築」とは、新たな住宅の建築工事をいう。

(補助金交付要件)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 新築住宅の建築工事と同時にソーラーパネルを設置すること。
- (2) 令和7年3月31日までに団地に入居した世帯であること。
- (3) 税金の滞納がないこと。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、新築住宅1戸につき30万円とする。ただし、ソーラーパネルの設置に要する費用が30万円に満たない場合は、当該設置費用を上限とする。

2 他の制度により補助金等の交付を受けた場合は、設置費用から当該補助金等を差引いた金額を上限とする。ただし、差引き後の設置費用が30万円に満たない場合は、差引き後の設置費用を上限とする。

3 補助金の交付は一世帯あたり1回限りとする。

(補助金交付の申請)

第5条 第3条の要件を満たす者は、団地に住民票を異動した時点で補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 規則第5条の規定による補助金等交付の申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 住民票謄本
- (2) 補助対象となる設置費用の見積書の写し
- (3) 建築工事図面
- (4) 公簿等の閲覧同意書又は納税証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容等を審査し、適正と認められる場合は補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第14条の規定による実績報告書(様式第3号)に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 完成写真
- (2) 設置に要した費用に係る領収書の写し
- (3) 請求書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 町長は、交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消することができる。

- (1) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助金の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) その他町長が補助金の交付決定を取消すべき事由があると認めたとき

2 前項の規定により補助金の交付決定を取消された交付決定を受けた者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。